

木造住宅耐震改修促進事業

地震災害における木造住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全な街づくりを進めるため、**木造住宅**の



耐震診断

および

耐震改修 設計

耐震改修 工事

の費用の一部を補助します。

耐震診断

…耐震診断士の派遣（自己負担額2,000円）

▶次の全ての要件を満たす住宅が対象となります。

- ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。
※店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの。
- ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの。
- ③延べ床面積が30平方メートル以上のもの。
- ④他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと。
- ⑤所有者およびその世帯員が村税等に滞納がないこと。



耐震改修 設計

…耐震改修工事のための設計費の2分の1の額を補助（上限10万円）

耐震改修 工事

…耐震改修工事費の23%の額を補助（上限50万円）

▶次の全ての要件を満たす住宅が対象となります。

- ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。
※店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの。
- ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの。
- ③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震改修設計・工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの。
- ④茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震改修設計を行うものであること。
- ⑤耐震改修工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。
- ⑥他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと。
- ⑦所有者およびその世帯員が村税等に滞納がないこと。



◇申込期間 6月3日(月)～11月29日(金)

※予算額に到達した時点で期限内でも終了となります。

◇申込方法 各申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて役場都市建設課まで提出ください。

※申込み用紙は都市建設課窓口、またはHPからダウンロードしてください。

■問合せ 都市建設課 ☎029-885-0340 (内)222・223